



ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度第1回有識者会議  
令和7年9月10日（水）

## 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



# 戦没者の遺骨収集事業

## 概要

- 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱	(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱	
	うち ①海没遺骨	約30万柱	
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱	

令和7年7月末現在

## これまでの遺骨収集事業の推移

第1次  
昭和27年～32年度

第2次  
昭和42年～47年度

第3次  
昭和48年～50年度

昭和51年  
～平成17年度

平成18年～  
27年度

平成28年度～

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万  
2千柱

- ・旧主要戦域となった各地を主に船舶で巡航して実施。
- ・専ら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後も、遺族や戦友による独自活動継続

・収容遺骨数  
約1万2千柱

- ・旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていることを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施(6年計画)。
- ・航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

・収容遺骨数  
約11万5千柱

昭和48年度から関係民間団体に対する補助事業を実施(昭和48年度～:2/3補助、平成13年度～:3/3補助)

- ・遺骨収容に国民の関心が高まったこと(横井庄一氏救出)、戦後30年が近かつたことにより、遺骨収集の充実強化を図る(3年計画)。

・収容遺骨数  
約10万柱

- ・相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。
- ・遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあつたため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

・収容遺骨数  
約8万6千柱

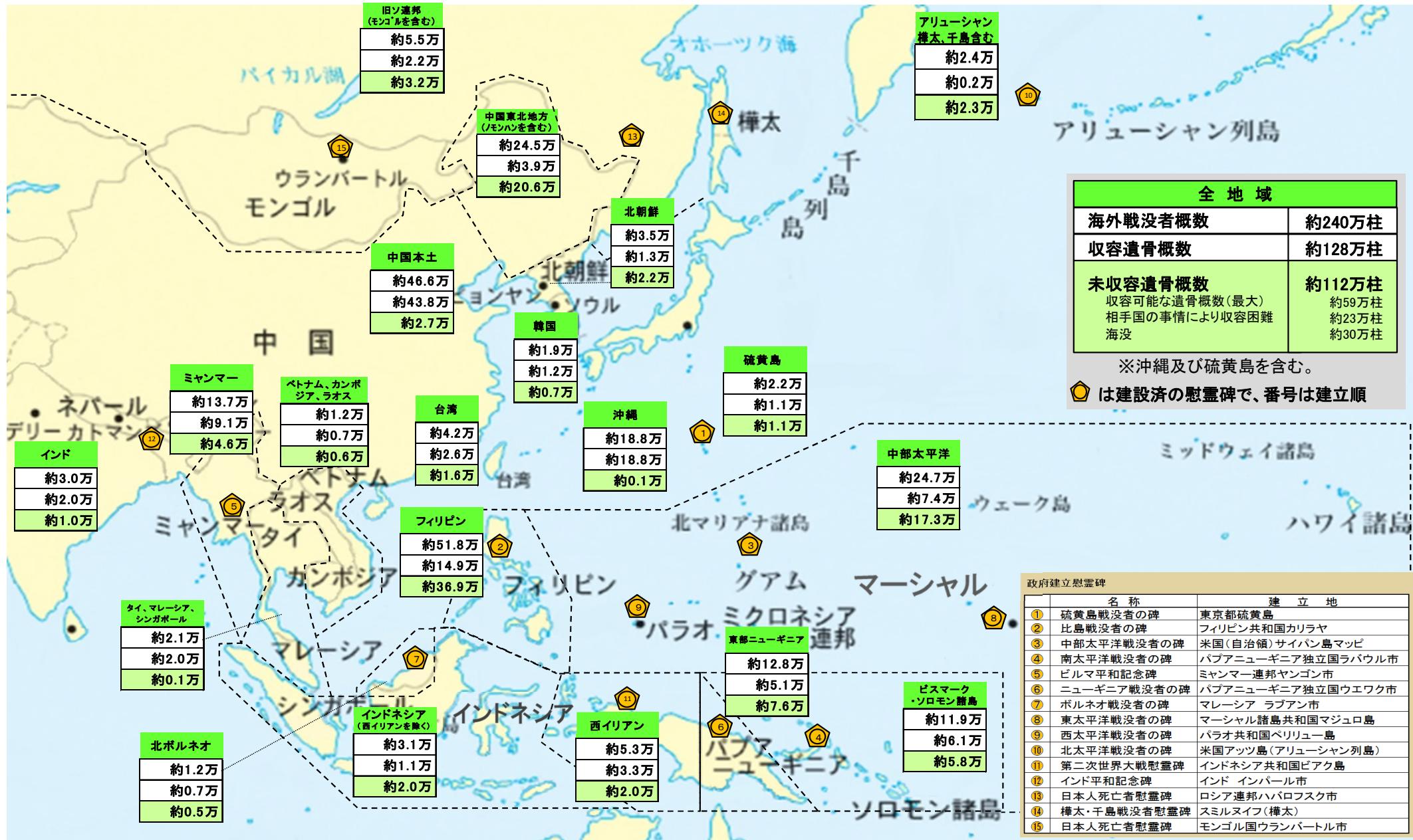
平成28年度からは関係民間団体で構成された指定法人に遺骨収集事業を委託

- ・平成28年に成立した遺骨収集推進法に基づき、遺骨収集を行いう者として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、事業を委託。平成29年度までに各國の国立公文書館等における資料調査を集中的に実施し、令和6年度までを集中実施期間として取組を促進。

・事業の実施状況に鑑み、令和5年6月の法改正により、集中実施期間を令和11年度まで延長。情報収集により得られた埋葬等に関する情報に關し、令和11年度までに現地調査を実施し、遺骨の有無を確認。

・収容遺骨数  
約3万2千柱

# 地域別戦没者遺骨収容概見図（令和7年7月末時点）



# 収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

## 1. 過去5年間の収容遺骨数（令和7年7月末時点）

### 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地域	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
旧ソ連		1		50	
モンゴル			13		
旧ソ連等 小計(柱)	0	1	13	50	

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
  - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国にある日本の在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。なおインドネシアについては、同国との協定でDNA抽出・解析は同国の研究機関で行うこととしていることから、上段には検体を同国に引き渡した数を記載している。

### 【南方等戦闘地域の遺骨】

地域	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
硫黄島	24	75	66	66	23
	24	75	66	66	23
沖縄	49	46	61	90	
	49	46	61	90	
中部太平洋	195	74	149	716	
			2	29	
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー					
北ボルネオ					
インドネシア (西イrianを除く)				45	
西イrian					
フィリピン			3	13	
				5	
東部ニューギニア	23	26	65	2	

地域	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ビスマルク・ソロモン諸島		1	187	186	
				14	
インド		7		4	
千島・樺太・アリーシヤン					2
中国東北地方 (ノモンハンを含む)				21	21
台湾・北朝鮮・韓国					
ベトナム・カンボジア・ラオス					7
その他					23
地域不明	2		4		
	2				
南方等 小計(柱)	270	226	517	1,238	25
	75	121	129	204	23
合計(柱)	270	227	517	1,288	25
	75	121	142	204	23

# 収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

## 2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和5年6月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第55号）が成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間（平成28年度から令和6年度まで）が5年間延長され、令和11年度までとされた。
- これを踏まえ、同法に基づき平成28年に定めた政府の基本計画を改正し、各国の国立公文書館等における集中的な資料調査等により得られた埋葬等に関する情報（※）について、令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施する等、集中実施期間における施策の着実な推進に重点を置いた見直しを行った。  
※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により現地調査ができていない情報（約3,300か所（令和4年3月末時点））、及び新たに取得する見込みの情報。
- また、基本計画の改正に当たっては、厚生労働省が令和2年5月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき進めている実施体制のガバナンス強化や科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定のプロセスの見直し等についても反映を行った。
- 今後は、抜本的な見直しに基づく取組の徹底を図りつつ、集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、基本計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組む。

### ○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ロシアにおける遺骨収集事業は、2国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施してきているが、現在、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、事業の実施が困難な状況。
- 場所及び名簿の情報がある旧ソ連の52埋葬地について、今後も派遣が可能な地域においては現地調査及び遺骨収集を実施するとともに、実施が困難な地域については、事業実施が可能となった段階で速やかに再開できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応。
- 52埋葬地の名簿登載者数（令和7年7月末時点） 4,669名

### ○【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報等に基づき埋葬地と推定される地点を対象として、令和7年度は、現地情勢を踏まえつつ現地調査（パラオ諸島等18の地域を対象に計44回）及び遺骨収集（ギルバート諸島等14の地域を対象に計23回）を実施することとしている。（令和7年3月実施計画）

- ※ 沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施。大規模壕等で沖縄県が実施困難な場合は厚生労働省が実施する。
- ※ 硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

# 令和6年度及び令和7年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

## 各国の入国制限等の現状(令和7年7月末現在)

○遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。

※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。

○「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))、レベル4(待避してください(退避勧告))が発出されており、現状、ロシアがレベル3以上に、また、ミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

## 令和6年度の派遣実績及び令和7年度取組予定(令和7年7月末現在)

地 域	令和6年度実績				令和7年度予定		地 域	令和6年度実績				令和7年度予定	
	現地調査等	遺骨収集	検体送還数	遺骨送還数	現地調査等	遺骨収集		現地調査等	遺骨収集	検体送還数	遺骨送還数	現地調査等	遺骨収集
硫黄島	22※1	2※1	66	66	21	4	インドネシア	3	3	45		4	3
沖縄		1	90※2	90※2			東部ニューギニア	5	4	62		5	5
マリアナ諸島	5	4	512	24	6	1	ビスマーク・ソロモン諸島	3	2	181	14	5	2
パラオ諸島	5	2	142	5	7	1	樺太・千島(北樺太を除く)						
ミクロネシア連邦 (トラック諸島、ウルシー環礁、メレヨン環礁)	2	3	47		3	1	アツツ島	1	1	2		1	
マーシャル諸島	1	1	13		3	2	中国東北地方(ノモンハンを含む)	1	1	21		1	1
ギルバート諸島	1				1	1	台湾	1				1	
フィリピン	3	4	13	5	4	4	旧ソ連						
タイ					1		カザフスタン	1	2	50		1※3	1
ベトナム	1	1	7				タジキスタン					2	
ミャンマー	3				3	1	ウズベキスタン	1				1	
インド	2	1	4		3	1	モンゴル					1	
バングラデシュ		1	23			1	オーストラリア		1	8		1	
北ボルネオ					1		ニュージーランド		1	2			
							合 計	61	35	1,288	204	76	29

※1 涸水の影響により調査等を5回、遺骨収集を2回中止

※2 沖縄県委託分89柱、国収容分1柱

※3 キルギスを含む

# 硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数:10,770柱 未収容遺骨概数:11,130柱(令和7年7月末現在)

## 概況

- ・ 硫黄島においては、関係省庁の連携のもと、遺骨収集事業を実施している。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

## 実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで153回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容遺骨数	24	75	66	66	23

<派遣回数の推移>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査等	22	21	22	22	4
収集	2	4	3	2	1

## 令和7年度の取組状況

- ・ 令和7年度は、滑走路地区・庁舎地区、外周道路外側及び滑走路地区周辺以外において、以下の取組を実施する。
  - ①ボーリング調査等で発見された滑走路地区等における未探索の壕の開口工事、壕内調査等
  - ②防衛省によるプレキャスト版実証実験に伴う滑走路地区の掘削調査
  - ③樹木等の全伐開による表層の遺骨調査
  - ④北飛行場跡地のボーリング調査 等

# 沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数: 188,136人 収容遺骨数: 187,587柱(うち、政府による収容遺骨数: 52,091柱) 未収容遺骨数: 549柱 (令和7年7月末時点)

## 概況

- 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
  - 厚生労働省: 宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
  - 沖縄県: 県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収容する仕組みが構築されている。

## 実績

- 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収集が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,091柱の遺骨を収容した。
- 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和7年度予算 約30百万円  
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティア活動の支援等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位: 柱数)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
57	49	46	61	90



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子  
(土中の遺骨を確認中)

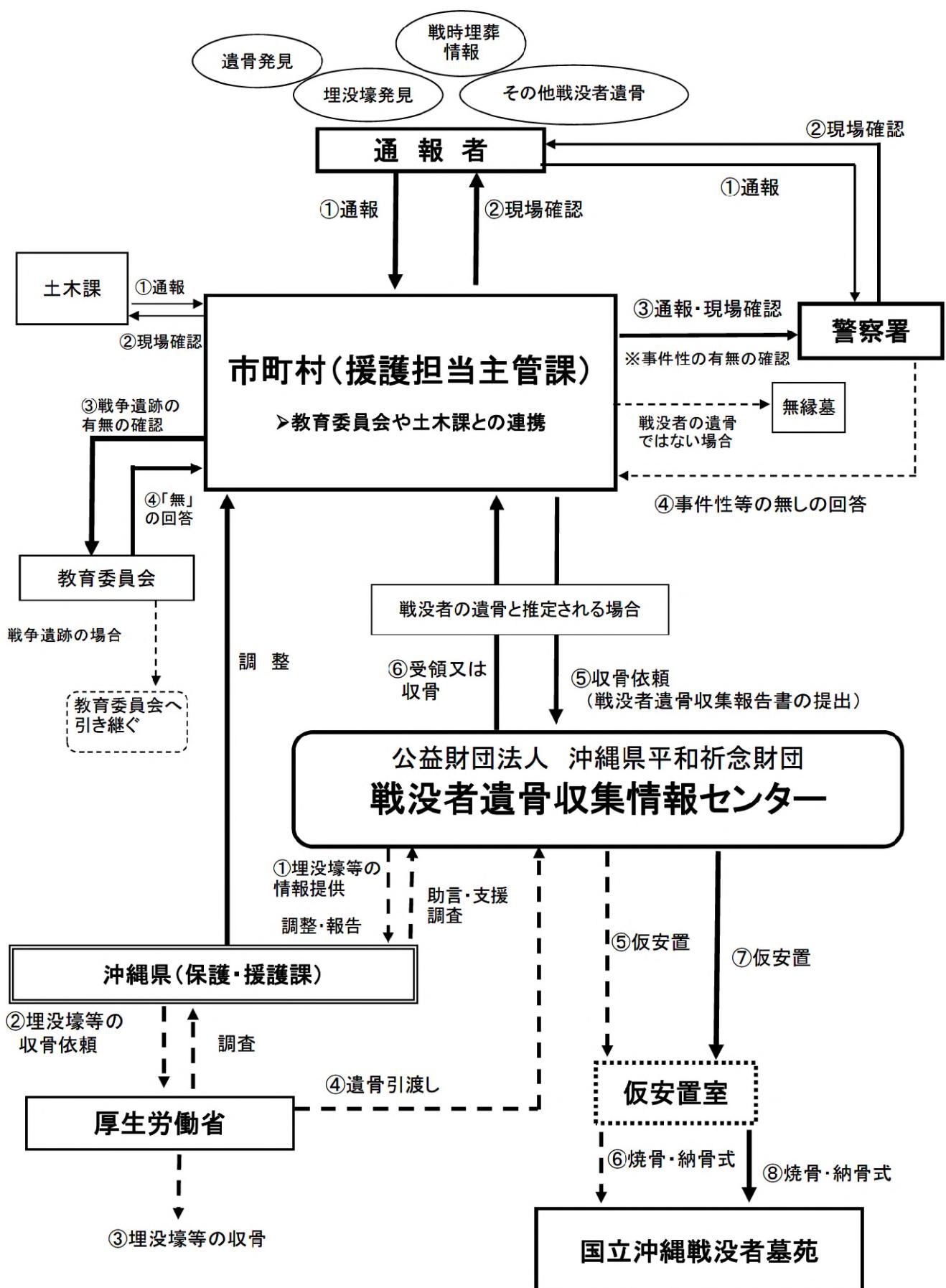


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子  
(埋没した構築壕の位置を特定中)

## 取組状況

- 引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地の状況を踏まえ、令和5年10~11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。令和7年1月~2月に旧海軍司令部壕の遺骨収集を実施し、1柱相当を収容した。

# 戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

# 各地域の取組状況 ①

## 1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
旧ソ連 (ウズベキスタンを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 53,000人</li> <li>・収容遺骨概数 20,160柱</li> <li>・未収容遺骨概数 32,840柱</li> </ul>	<p>(ロシア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシアによるウクライナ侵略を受け、現時点において、直ちに事業を実施することが困難な状況である。</li> <li>・今後、事業が可能となった段階で、速やかに事業を実施できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応する。</li> </ul> <p>(カザフスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年5月～6月にかけて、遺骨収集事前協議・埋葬地調査を実施し、2か所の埋葬地にかかる遺骨収集の実施許可を得た。</li> <li>・令和6年8月～10月にかけて、カザフスタンにおいて2回の遺骨収集派遣を行い、DNA鑑定用の検体（50柱相当）を送還した。</li> </ul> <p>(タジキスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に実施したウズベキスタンとの協議において、同国内に存在するとされた埋葬地が国境を越えたタジキスタンにある可能性が判明。</li> <li>・令和7年6月にタジキスタン関係行政府との協議及び対象埋葬地2か所の視察調査を実施。</li> </ul>	<p>(ロシア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本人ではないとされた遺骨」の返還や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。</li> </ul> <p>(カザフスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年10月に埋葬地調査を実施予定。（キルギス共和国含む）</li> <li>・令和7年11月に遺骨収集を実施予定。</li> </ul> <p>(タジキスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年7月～8月に埋葬地調査を実施予定。</li> </ul>

## 各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 2,000人</li> <li>・収容遺骨概数 1,800柱</li> <li>・未収容遺骨概数 200柱</li> </ul> <p>※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の埋葬地を除き概了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年8月に埋葬地調査を実施予定。</li> </ul>

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 812人</li> <li>・収容遺骨数 0柱</li> <li>・未収容遺骨数 812柱</li> </ul> <p>（旧ソ連地域の統計・実績に含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。また、2か所については埋葬地の所在が確認できていない。</li> <li>・2か所の埋葬地調査の実現に向けて、外務省等関係行政機関と連携し、ウズベキスタン共和国との協議等を行い、その結果を踏まえて、遺骨収集を推進する必要がある。</li> <li>・令和6年6月、埋葬地調査の実施等について、在ウズベキスタン日本大使館、ウズベキスタン外務省及び内務省の三者協議が行われた。</li> <li>・令和7年1月にウズベキスタン共和国政府と埋葬地調査等についての協議を実施。</li> </ul>	<p>令和8年1月に埋葬地調査等についての協議を実施予定。</p>

# 各地域の取組状況 ③

## 2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者数 188,136人</li> <li>・収容遺骨数 187,587柱</li> <li>・未収容遺骨数 549柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。</li> <li>・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。</li> <li>・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、遺骨を収容。</li> <li>・令和6年7月2日～5日、11月11日～15日、2月17日～2月21日、3月10日～3月14日に戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している遺骨について、形質鑑定を行うとともにDNA鑑定及び同位体分析用の検体を選別・採取し、厚生労働省へ護送した。</li> <li>・令和7年1月20日～2月1日に旧海軍司令部壕の遺骨収集を実施し、1柱相当を収容。</li> <li>・令和7年7月に戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している遺骨について、形質鑑定を行うとともにDNA鑑定及び同位体分析用の検体を選別・採取し、厚生労働省へ護送した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施する。</li> <li>・令和7年10月に戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している遺骨について、形質鑑定を行うとともにDNA鑑定及び同位体分析用の検体を選別・採取を実施予定。</li> <li>　　なお、今後の日程は調整中。</li> </ul>
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,900人</li> <li>・収容遺骨概数 10,770柱</li> <li>・未収容遺骨概数 11,130柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。</li> <li>・令和6年度は、遺骨収集を2回実施し、66柱を収容。 ※上記のほかに遺骨収集を2回実施予定であったが、渴水の影響により中止。</li> <li>・令和7年度は、以下の日程で遺骨収集を実施し、23柱を収容。 　　第1次 7月2日～7月17日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度は、左記の「取組方針」に基づき令和7年4月17日に決定された「令和7年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボーリング調査等で発見された滑走路地区等における未探索の壕の開口工事、壕内調査等</li> <li>2. 防衛省によるプレキャスト版実証実験に伴う滑走路地区的掘削調査</li> <li>3. 樹木等の全伐開による表層の遺骨調査等を行う。</li> </ol> </li> <li>・令和7年度は、左記に加え、以下の日程で遺骨収集を実施予定。           <ul style="list-style-type: none"> <li>第2次：9月16日～10月2日</li> <li>第3次：11月25日～12月11日</li> <li>第4次：2月3日～2月19日</li> </ul> </li> </ul>

# 各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
ギルバート諸島 ・ブタリタリ (マキン) ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある、DNA鑑定用の検体（令和元年度：162検体、令和5年度：408検体）を送還した。</li> <li>令和6年11月にニュージーランドの大学にて所蔵している遺骨（キリバス（ベシオ）で収容との情報）について、DNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還した。</li> <li>令和7年3月にブタリタリ（マキン）環礁で現地調査を実施。</li> <li>令和7年7月にDPAA管理下にある、DNA鑑定用の76検体を送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する予定。</li> <li>令和8年1月にマキン環礁にて現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> </ul>
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,220柱 ・未収容遺骨概数 6,980柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）し、令和4年5月覚書に署名した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ペリリュー島については、埋没戦車、集団埋葬地等、複数の遺骨情報を保有。</li> <li>アンガウル島については、集団埋葬地の遺骨情報を保有。</li> <li>令和6年5月及び9月のペリリュー島現地調査で集団埋葬地と思われる場所から遺骨が確認されたことから同地を集団埋葬地と判断。</li> <li>令和6年7月にアンガウル島で現地調査を実施した。</li> <li>令和6年12月にペリリュー島及びアンガウル島で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（142柱相当）を送還した。</li> <li>令和7年2月にペリリュー島及びアンガウル島で現地調査・遺骨収集を実施し、アンガウル島の5柱の遺骨を送還した。</li> <li>令和7年5月に福岡厚生労働大臣がパラオ共和国を訪問し、令和8年度以降の遺骨収集事業の加速化に向けた協力要請を行った。</li> <li>令和7年5月～6月及び7月にペリリュー島で現地調査を実施した。</li> <li>令和7年6月～7月にアンガウル島で現地調査を実施した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペリリュー島の集団埋葬地の遺骨収集を加速化させていく。</li> <li>令和7年10月、令和8年2月にペリリュー島、令和7年9月、令和8年1月にアンガウル島で現地調査を実施予定。</li> <li>令和7年12月にペリリュー島、アンガウル島で遺骨収集を実施予定。</li> </ul>
ミクロネシア連邦 ・トラック諸島	<p>(トラック諸島)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者概数 5,900人</li> <li>収容遺骨概数 4,100柱</li> <li>未収容遺骨概数 1,800柱</li> </ul> <p>(ウォーレアイ（メレヨン）環礁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者概数 4,900人</li> <li>収容遺骨概数 3,050柱</li> <li>未収容遺骨概数 1,850柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。</li> <li>令和5年10月、令和6年2～3月、6月に沈没艦船「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（3柱相当）を送還した。</li> <li>令和6年6月、令和7年2月に沈没艦船「愛國丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（38柱相当）を送還した。</li> <li>令和7年1月にウルシー環礁で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（8柱相当）を送還した。</li> </ul>	<p>(チューク州（トラック諸島）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水曜島については地権者との合意が必要。</li> <li>令和7年9月にトラック諸島で現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> <li>令和8年1月にポンペイ、コスマラ工で現地調査を実施予定。</li> <li>令和8年2月にウォーレアイ環礁で現地調査を実施予定。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 518,000人</li> <li>・収容遺骨概数 148,530柱</li> <li>・未収容遺骨概数 369,470柱</li> </ul>	<p>＜協力覚書締結後の遺骨収集事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月に現地調査・遺骨収集を実施し、協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い5柱相当の遺骨からDNA鑑定用の検体を採取し日本に持ち帰った（検体以外の部位はフィリピン国立博物館に保管）。</li> <li>・令和6年7月から8月にかけて実施した現地調査・遺骨収集では6柱相当、11月に実施した現地調査・遺骨収集では5柱、令和7年2月に実施した現地調査・遺骨収集では2柱相当の遺骨からDNA鑑定用の検体を採取し送還した。</li> <li>・平成30年10月に日本へ送還した8検体（推定5柱分）について、令和6年7月の所属集団判定会議において、8検体全て「日本人の遺骨である」と判定されたことから、令和7年2月の派遣で全ての遺骨を日本に送還した。</li> <li>・令和7年6月～7月に現地調査・遺骨収集を実施した。</li> </ul> <p>＜フィリピン国内保管遺骨への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨で、現在、フィリピン大学で保管）については、平成28年12月から現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施し、令和6年10月に確認作業を終えた。</li> </ul>	<p>＜協力覚書締結後の遺骨収集事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月、11月及び令和8年3月に現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> <li>・継続して事業が実施できるようフィリピン政府と協議を進める。</li> </ul> <p>＜日本送還済みの遺骨への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン政府と、日本人ではないとされた遺骨の返還について協議を進める。</li> </ul> <p>＜フィリピン国内保管遺骨への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形質の確認作業の実施結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
ベトナム・ラオス・カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,400人</li> <li>・収容遺骨概数 6,900柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,500柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム 令和6年7月に、ベトナムで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（7柱相当）を送還した。 その他2件の保有情報あり（精査中）。</li> <li>・（その他地域）保有情報なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報精査の結果を踏まえ、今後の現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 21,000人</li> <li>・収容遺骨概数 20,200柱</li> <li>・未収容遺骨概数 800柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（タイ）保有情報あり（8件、精査中）。</li> <li>・（マレーシア）保有情報あり（1件）。</li> <li>・（シンガポール）保有情報なし。</li> <li>・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。            ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。            ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。            ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（タイ） ・令和8年2月に現地調査を実施予定。 (マレーシア、シンガポール) ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 137,000人</li> <li>・収容遺骨概数 91,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 45,540柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。</li> <li>・令和元年度に現地調査を実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響やミャンマー情勢の悪化により事業が実施できていなかつたが、外務省や在外公館と再開の可否について慎重に検討を行ったうえ、令和5年10月に職員を現地に派遣し、現地関係機関と事業再開に向けた協議を実施。令和6年1月、6月及び10～11月、令和7年2月に現地調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。</li> <li>・日本人ではないとされた遺骨の返還について、ミャンマー側と協議を進める。</li> <li>・令和7年3月の地震による被害の復興状況を踏まえ、現地調査・遺骨収集実施予定（実施時期については相手国政府等と調整の上決定）。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 30,000人</li> <li>・収容遺骨概数 19,960柱</li> <li>・未収容遺骨概数 10,040柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月、マニプール州で暴動が発生。</li> <li>・令和5年10月、インド外務省より、「インド文化省人類学調査局（AnSI）とDPAが遺骨の保管と取り扱いに関する文書を取り交わしている、日本とも同様の文書の取り交わしが必要」との意向が示されたことから、AnSIとの間で遺骨の保管と送還に関する協力覚書の取り交わしに向けた協議を開始。内容については、令和6年3月にオンライン協議を行うとともに、6月に協議派遣を実施し、細部を詰めた。</li> <li>・令和6年11月にナガランド州で現地調査を実施した（マニプール州については現地情勢の悪化により、情勢が改善されるまでは実施を見送っている）。</li> <li>・令和7年2月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。また、協力覚書を取り交わした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。</li> <li>・令和7年9月、11月に現地調査を実施予定。</li> <li>・令和8年2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
バングラデ シュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英連邦戦没者委員会（以下「CWGC」と記載）が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。</li> <li>・CWGCやバングラデシュ政府と調整を続けた結果、令和6年度に実施許可が得られたことから、同年11月、マイナマティ戦没者墓地において遺骨収集派遣を実施し、DNA鑑定用の検体（23柱相当）を送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年11月にチッタゴン戦没者墓地での遺骨収集を実施予定。</li> </ul>
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 12,000人</li> <li>・収容遺骨概数 6,910柱</li> <li>・未収容遺骨概数 5,090柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。</li> <li>・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。</li> <li>・現地調査の実施について、令和6年6月及び11月にマレーシア国防省とオンライン会議を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査の実施に向け、令和7年8月にマレーシア国防省と協議を実施予定。</li> </ul>
インドネシア (西イリアン (西部ニュー ギニア等) を 含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 84,400人</li> <li>・収容遺骨概数 44,460柱</li> <li>・未収容遺骨概数 39,940柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、協定への署名が行われた（協定の効力は3年間）。令和4年6月、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。</li> <li>・令和6年5～6月に、現地調査・遺骨収集派遣を実施し、日本人戦没者の蓋然性が高い遺骨9柱相当を収容し、DNA抽出・解析のためジャカルタのインドネシア政府機関へ移送した。</li> <li>・令和6年7～8月に現地調査・遺骨収集派遣を実施。</li> <li>・令和6年11月のオンライン会議時、インドネシア政府機関よりDNA分析チームを編成し、DNA解析施設を民間施設に決定したと伝達されたため、DNA分析チームとの意見交換、DNA解析施設の視察のため、令和7年1月に協議等派遣を実施した。</li> <li>・令和7年3月にビアク島における現地調査・遺骨収集を実施し、36柱相当の遺骨を収容。検体のみジャカルタに移送し、インドネシア文化省で一時保管中。</li> <li>・令和7年6月、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。</li> <li>・令和7年7月～8月に現地調査・遺骨収集を実施。</li> </ul> <p>※両国間の協定に基づき、インドネシア政府機関においてDNA解析を行い、その解析データを踏まえて厚生労働省において日本人戦没者と判定された場合に、火葬のうえ日本へ御遺骨を送還する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月に現地調査を実施予定。</li> <li>・令和7年11月及び令和8年2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> <li>・協定に基づき、引き続き事業を継続する。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 127,600人</li> <li>・収容遺骨概数 51,420人</li> <li>・未収容遺骨概数 76,180柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年5月に現地調査を実施した。</li> <li>・令和6年8～9月現地調査・遺骨収集を実施した。</li> <li>・令和6年11月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（51柱相当）を送還した。</li> <li>・令和6年11～12月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（9柱相当）を送還した。</li> <li>・令和7年2月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還した。</li> <li>・令和7年2月にオーストラリア国内の警察が保管していた遺骨（東部ニューギニアで収容との情報）からDNA鑑定用の検体（3柱相当）を送還した。</li> <li>・令和7年5月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年11月、11月～12月、令和8年1月、2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> </ul>
ビスマルク・ソロ モン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 118,700人</li> <li>・収容遺骨概数 60,960柱</li> <li>・未収容遺骨概数 57,740柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年6～7月にブーゲンビル島で現地調査を実施した。</li> <li>・令和6年8～9月にガダルカナル島・ニュージョージア島で現地調査を実施した。</li> <li>・令和6年9～10月にニューブリテン島で現地調査を実施した。</li> <li>・令和6年11月にニュージーランド国内の戦争博物館が所蔵している遺骨（ガダルカナル島で収容との情報）からDNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還した。</li> <li>・令和6年12月にガダルカナル島で遺骨収集を実施し14柱の遺骨及びDNA鑑定用の検体（168柱相当）を送還した。</li> <li>・令和7年2～3月にブーゲンビル島で遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（13柱相当）を送還した。</li> <li>・令和7年2月にオーストラリア国内の博物館が保管していた遺骨（ビスマルク・ソロモンで収容との情報）からDNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。</li> <li>・令和7年5月～6月にニュージョージア島・フロリダ諸島で現地調査を実施した。</li> <li>・令和7年7月にDPAA管理下にある、DNA鑑定用の1検体を送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月、11月、12月、令和8年2月～3月に現地調査を実施予定。</li> <li>・令和7年12月、令和8年2月に遺骨収集を実施予定。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 24,400人</li> <li>・収容遺骨概数 1,810柱</li> <li>・未収容遺骨概数 22,590柱</li> </ul> <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシアによるウクライナ侵略を受け、現時点において、直ちに事業を実施することが困難な状況である。</li> <li>・今後、事業が可能となった段階で、速やかに事業を実施できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応する。</li> <li>・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。</li> <li>・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。）</li> <li>・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。</li> <li>・渡航が可能となった段階で現地調査・遺骨収集派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 18,900人</li> <li>・収容遺骨概数 12,400柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,500柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報なし。</li> <li>・昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	<p>(中国本土)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 465,700人</li> <li>・収容遺骨概数 438,470柱</li> <li>・未収容遺骨概数 27,230柱</li> </ul> <p>(中国東北部)</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 245,400人</li> <li>・収容遺骨概数 39,330柱</li> <li>・未収容遺骨概数 206,070柱</li> </ul>	<p>(中国本土及び東北部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（13件）を保有。</li> <li>・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。</li> </ul> <p>(ノモンハン&lt;モンゴル側&gt;)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺骨情報に基づき、令和6年6月～7月に現地調査・遺骨収集を実施し21柱相当の検体を送還した。なお、本派遣では他に推定12柱の遺骨を収容・保管している。</li> <li>・令和7年5月、同年7月に予定している遺骨収集派遣に向けて遺骨情報地点での調査及びモンゴル赤十字社等での協議を行った。</li> </ul>	<p>(中国本土及び東北部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。</li> </ul> <p>(ノモンハン&lt;モンゴル側&gt;)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年7月～8月に遺骨収集を実施予定。</li> </ul>
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッゼ島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 19,200人</li> <li>・収容遺骨概数 3,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 16,200柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館から提供されたウォッゼ島の遺骨情報に基づき、ウォッゼ島を中心に遺骨収集を実施。</li> <li>・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、DPAAに情報提供を求めているところ。同島（米軍基地）の立ち入り及び調査に係る米国側の許可取得が必要。</li> <li>・令和6年10月にウォッゼ島で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（13柱相当）を送還した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。</li> <li>・令和7年10月にウォッゼ環礁で現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> <li>・令和8年1月にクエゼリン環礁で現地調査・遺骨収集を実施予定。</li> <li>・令和8年2月までにミレ環礁で現地調査を実施予定。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱  (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱  (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,530柱 ・未収容遺骨概数 4,970柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年5月にサイパンで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（380柱相当）を送還した。</li> <li>令和6年7月にグアムで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（12柱相当）を送還した。</li> <li>令和6年8～9月にテニアンで現地調査を実施。</li> <li>令和6年10～11月にサイパンで現地調査・遺骨収集を実施し、24柱（テニアンで収容）の遺骨を送還した。</li> <li>令和7年2～3月にテニアンで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（120柱相当）を送還した。</li> <li>令和7年2月にオーストラリア国内の博物館が保管していた遺骨（グアムで収容との情報）からDNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還した。</li> <li>令和7年4～5月のテニアン島現地調査において、米軍の埋葬図面に基づき試掘を行ったところ、集団埋葬地（第2日本人戦没者墓地）と思われる場所から遺骨が図面のとおりに埋葬されていることを確認し、同地を第2墓地であると判断。</li> <li>令和7年7月にグアム島で現地調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テニアン島の集団埋葬地の遺骨収集を加速化させていく。</li> <li>令和7年7月～8月、9月、令和8年1月にテニアン島で現地調査を実施予定。</li> <li>令和7年8月にサイパン島で現地調査を実施予定。</li> <li>令和8年2月にサイパン島、テニアン島で遺骨収集を実施予定。</li> </ul>
アリューシャン列島 (アツツ島)	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。</li> <li>加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊場所、人員、食事等の確保など）への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。</li> <li>しかしながら、米国側と粘り強く交渉した結果、現地調査及び一部の埋葬地に限り遺骨収集の許可が出たため、令和6年8月に内務省魚・野生生物局の協力を得て16年ぶりに現地調査・遺骨収集を実施した。</li> <li>その結果、推定2柱の遺骨を収容し、在アンカレジ領事事務所に保管した。</li> <li>令和6年11月27日付けで、米国陸军工兵隊と今後の遺骨収集事業実施に係る協力覚書を取り交わした。</li> <li>令和7年1月に、令和6年8月に収容した遺骨の形質鑑定を実施し、DNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還した。また、協力覚書に基づく調整会議を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年8月に、協力覚書に基づく米国側による現地調査を実施予定（日本側からも厚労省職員、推進協会職員を派遣予定）。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 41,900人</li> <li>・収容遺骨概数 26,300柱</li> <li>・未収容遺骨概数 15,600柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有情報あり（4件、精査中）。</li> <li>・外交上の問題のため、政府派遣による収集は実施されていない。</li> <li>・昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。</li> <li>・令和7年1月に遺骨情報に関する確度を確認するため、現地関係者からの聞き取り調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月に現地調査等についての協議を実施予定。</li> </ul>
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者概数 34,600人</li> <li>・収容遺骨概数 13,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 21,600柱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。北朝鮮側は、調査機関として特別調査委員会を設置。</li> <li>・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。</li> </ul>

# 各地域の取組状況 ⑯

地域	統計・実績 (令和7年7月末時点)	現状・課題 (令和7年7月末時点)	今後の予定 (令和7年7月末時点)
地域不明  ※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。	収容遺骨数 17柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。</li> <li>令和6年3月に米国に職員を派遣し、同国の警察等が保管している遺骨について、DNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。</li> </ul>	<p>（オーストラリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年2月に現地調査を実施予定。</li> <li>その他、外務省等関係機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国等に派遣団を送り調査等を行う。</li> </ul>
その他  海外資料調査	<p>埋葬地点推定情報：1,846件</p> <p>取得資料枚数：約25万枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。</li> <li>令和4年度に、米国海軍設営隊資料館が保管する機密指定が解除された日本人戦没者の埋葬地点等に関する文書（4,486ファイル合計86,942枚）を調査し、日本人戦没者の埋葬地点等と思われる記載がある84枚の資料を取得した。当該資料を精査・分析した結果、令和5年7月にマーシャル諸島クエゼリン島の日本人墓地に関する位置情報（1件）が得られた。</li> <li>その他、これまでに取得した資料を精査・分析した結果、令和7年7月に沖縄（17件）の情報が得られた。</li> <li>これら情報については、今後の現地調査に活用することとしている。</li> <li>米国、英国、豪州及びニュージーランドの各国立公文書館に対し、前回の調査後、機密指定解除となった日本人戦没者の埋葬等に関する文書がないか確認を行ったところ、令和6年夏までに各館から該当文書は無い旨回答あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国から有効な情報が得られた場合は、現地に職員等を派遣し、保管資料について調査を実施する。</li> </ul>

# 保有する遺骨及び埋葬地情報の推移について

## 集中実施期間における現地調査

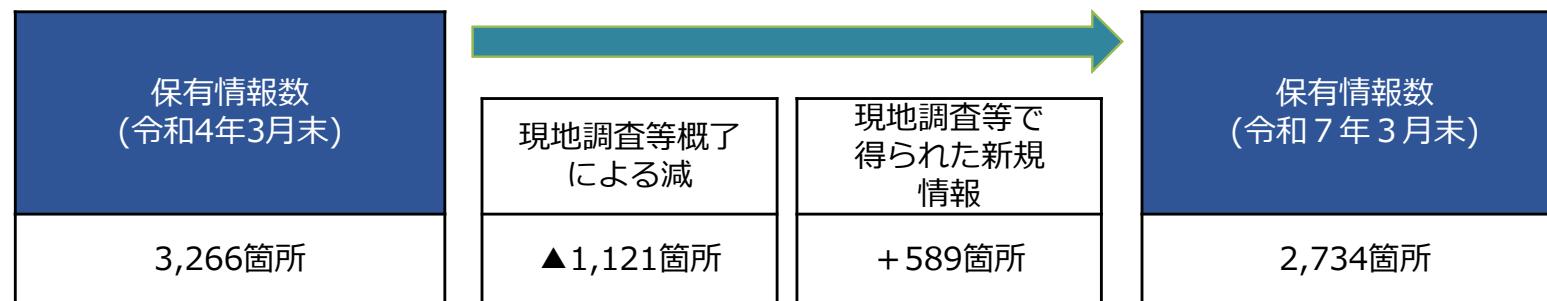
(参考) 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2) 集中実施期間」より抜粋

(中略) 今般の集中実施期間の延長を踏まえ、政府は、**これらの情報収集等により得られた埋葬地と思われる地点が推定できる場所のうち国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）**の情報及び新規に取得が見込まれる情報に関し、**令和11年度までに、遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施**するものとする。その上で、相手国政府等の協力を得ながら、我が国の戦没者の遺骨であることを確認し、その結果を踏まえて集中実施期間に一柱でも多くの戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

(※) 「現地調査」は指定法人へ委託。指定法人は、各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施。

(※) 指定法人は、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会。

## 保有情報の推移



### 【2,734箇所の内訳】

- ①現地調査実施中 325箇所  
※引き続き、遺骨の有無を確認する情報数
- ②調査未着手 2,409箇所  
※令和11年度までに着手予定の情報数

南方等戦闘地域

沖縄	マリアナ諸島	東部 ニューギニア	フィリピン	ミャンマー	ビスマルク・ソロモン諸島	インドネシア	インド	パラオ諸島	マーシャル諸島	中国本土	米国	北ボルネオ	タイ	バングラデシュ	オーストラリア	トラック諸島	台湾	モンゴル	樺太・千島 (北樺太を除く)	ベトナム	マレーシア	アツツ島	その他	旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地
5	579	557	533	339	301	140	92	28	19	15	14	12	8	4	4	4	4	3	3	2	1	1	14	52

※情報の精査により、数値に変動が生じる可能性がある。

# 集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について ①

## 現地調査の対象とする埋葬地情報

各国の公文書館における資料調査と現地における聴き取り等の調査により、①戦没場所と②戦没者が埋葬された事実を把握した場合に、より確度の高いものとして優先的に現地調査の対象としている。

- **戦没場所** <確度がより高まる例> 絞り込める場所が「点」か  絞り込める場所が「面」か
- **埋葬事実** <確度がより高まる例> 記述・証言が「直接的」か  記述・証言が「伝聞情報」か

## 現地調査による遺骨発見状況（R7.3月末）

- 新型コロナによる事業の中止後、令和4年度に31回、令和5年度に34回、令和6年度に37回の現地調査を実施。
- 令和4年度以降に実施した現地調査における遺骨の発見状況は以下のとおり。
  - ✓ 現地調査を概了した埋葬地情報の数 **709箇所** (うち戦没者の遺骨発見 **476箇所**)
  - ✓ 上記のほか、現地調査を実施中の埋葬地 **51箇所**で戦没者の遺骨を発見

※ 保有情報の精査により、調査は概了と判断した情報数は、**412箇所**

(埋葬場所が他の情報の埋葬場所と同一であることが判明したケース、具体性の欠く情報であり埋葬場所の特定ができないケースなど)

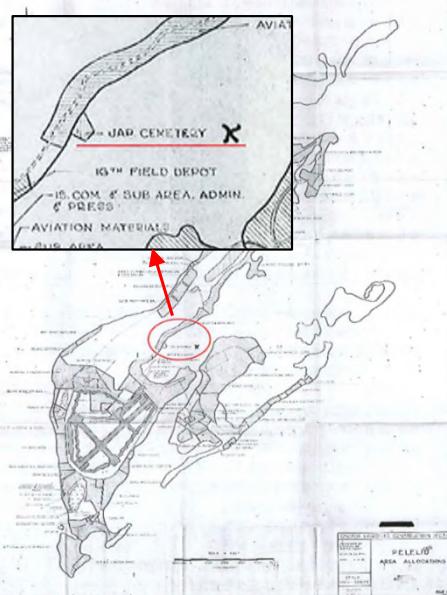
# 集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について ②

## 公文書館等の資料調査から遺骨収集につながった事例

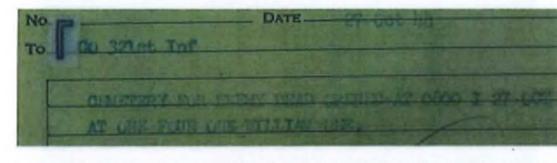
### ペリリュー島集団埋葬地

- 平成25年に水戸二連隊ペリリュー島慰靈会が集団埋葬地を示す地図を米海軍設営隊博物館から入手。
- 平成26年に厚労省が埋葬者数1,086名と記された資料を入手。
- 平成29年に厚労省が集団埋葬地の位置情報（グリッド情報）が記載された資料を米国立公文書館から入手。
- これらの資料を基に現地調査を実施し、令和6年9月の現地調査で集団埋葬地と判断。これまでに77柱相当の遺骨を収容。  
**（令和7年7月末時点）**

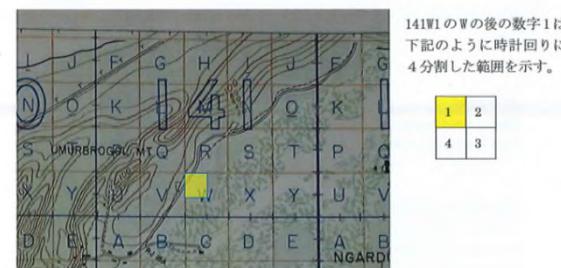
### 集団埋葬地を示す地図



### 位置情報（グリッド情報）



CEMETERY FOR ENEMY DEAD OPENED AT 0800 1 27 OCT AT ONE FOUR ONE WILLIAM ONE. (10月27日8時に敵の埋葬準備が完了した。)

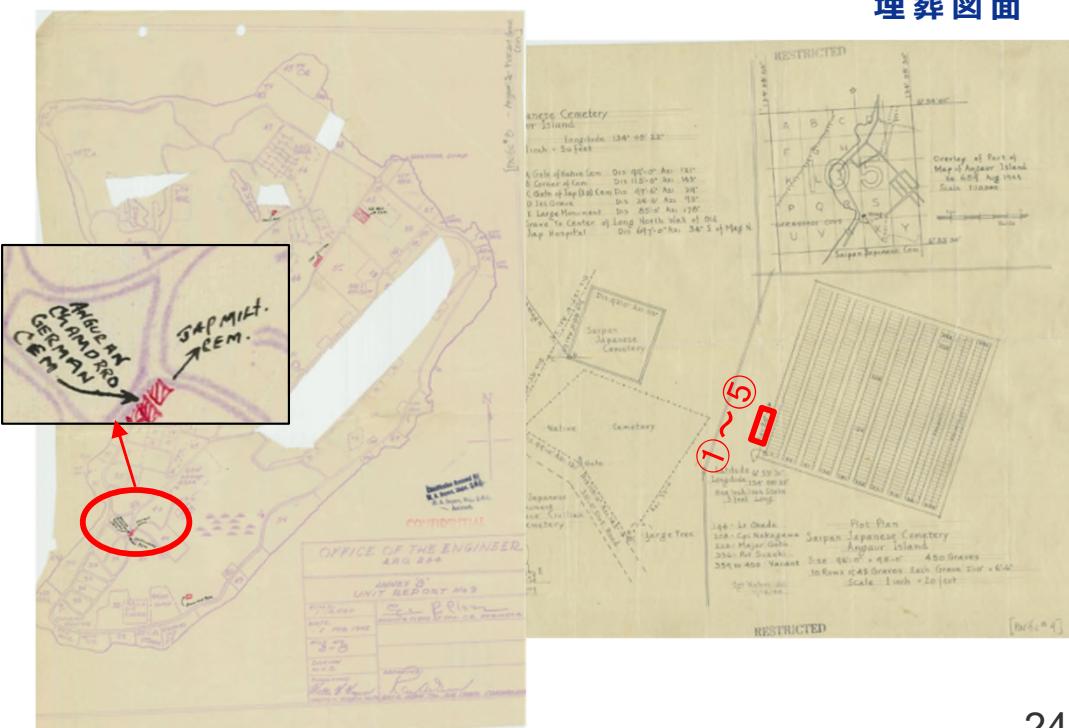


141W1は200ヤード×200ヤード  
よって141W1は100ヤード×100ヤード (91.44m×91.44m) の範囲となる。

### アンガウル島「サイパン日本人墓地」

- 平成27年度に厚労省が「サイパン日本人墓地」（埋葬者数358名）の地点を示す地図と埋葬図面を米国立公文書館から入手。
- 入手資料を基に現地調査を実施し、平成30年度に墓地の地点を特定。これまでに**180柱相当の遺骨を収容**。  
**（令和7年7月末時点）**

### 墓地の地点を示す地図



# ペリリュー島集団埋葬地における遺骨収集事業の加速化に向けた直近の取組

## ○ 令和7年5月5日付、報道発表資料

福岡大臣がパラオ共和国で戦没者の慰靈・献花を行い、遺骨収集現場を訪問

～メトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、遺骨収集を加速させることで合意～

福岡資麿厚生労働大臣は、5月4日から6日までパラオ共和国に出張中のところ、本日先の大戦で激戦地となったペリリュー島に日本政府が建立した「西太平洋戦没者の碑」にて、慰靈および献花を行いました。

また、ペリリュー島では、令和6年9月に確認された日本人戦没者の集団埋葬地（米国資料によれば埋葬者数1,086名）等を訪問し、現在進められている遺骨収集作業の現場の状況等を確認しました。

さらに、メトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、パラオ共和国における遺骨収集事業および日本人戦没者の碑等の維持管理に関するパラオ側の協力に謝意を述べました。この会談では、戦後80年が経過する中、ペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収集を加速するため、日本側は令和7年度の関係予算を倍増させて集中的に取り組むこととしていますが、令和8年度以降さらに遺骨収集を加速化させるために必要な協力をパラオ側に要請しました。

これに対し、メトゥール大臣からは、令和8年度以降、日本側がペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収集の取り組みをさらに強化し、派遣期間を更に倍増し一年間に渡って毎月作業を実施する場合にも対応できるよう、パラオ政府として最大限の協力（※）を行っていく旨の発言がありました。

※パラオ共和国では、遺骨収集作業に文化歴史保存局（BCHP）の職員がモニタリングのために立ち会います。

厚生労働省は、今回の閣僚会談での合意を踏まえ、集団埋葬地における御遺骨の埋葬状況を見極める必要があるものの、おおむね令和9年度までに御遺骨の収容作業を概了させることを目指して、今後、パラオ共和国政府と緊密に連携しながら、ペリリュー島で確認された集団埋葬地における遺骨収集を加速化させるための取り組みを具体化し、実行していきます。

報道関係者 各位

令和7年9月3日

【照会先】

社会・援護局 事業課

鑑定調整専門官 安永 直之（内線3502）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2228

## 映画『ペリリュー－楽園のゲルニカー』とタイアップします

先の大戦における戦没者の遺骨収集事業の広報を目的にポスターを作成

厚生労働省は、先の大戦における戦没者の遺骨収集事業の広報を目的に、12月5日全国公開となる映画『ペリリュー－楽園のゲルニカー』とタイアップし、ポスターを作成しました。

映画の舞台でもあるペリリュー島は、先の大戦における激戦地の一つです。令和6年9月、同島で行った遺骨収集では、米軍が同島に造営した日本人戦没者の集団埋葬地（埋葬者1,086名）と思われる地点を調査し、同地点が集団埋葬地であると判断しました。現在、厚生労働省はペリリュー島の遺骨収集体制を強化し、この集団埋葬地の遺骨収集を行っています。

平成28年度に成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）において、戦没者の遺骨収集は国の責務とされ、現在、令和11年度までを遺骨収集の集中実施期間として事業に取り組んでいます。

また、厚生労働省は、収集した戦没者ご遺骨をご遺族にお返しするためのDNA鑑定も実施していますが、DNA鑑定を行うには、ご遺族からDNA鑑定の申請をしていただくことが必要なため、この事業を広く周知しています。

このタイアップポスターは、全国の都道府県庁、市区町村役場などに掲示される予定です。今回の取り組みが、厚生労働省が行っている遺骨収集事業を知っていただくきっかけとなることを期待しています。

### 【作品紹介】映画『ペリリュー－楽園のゲルニカー』

太平洋戦争末期、南国の美しい島・ペリリュー島。そこに、漫画家志望の兵士・田丸がいた。

絵を描くことが得意な田丸は亡くなった仲間の最期の勇姿を遺族に向けて書き記す「功績係」を任命される。時に嘘を交えて美談に仕立てる仕事に「これは正しいことなのか？」と良心の呵責に苛まれる。

そんな彼の支えとなったのは、同期ながら頼れる上等兵・吉敷。2人は共に励ましあい、苦悩を分かち合いながら、特別な絆を育んでいく。

襲いかかる4万人以上の米軍の精銳たち。日本軍は1万人。繰り返される砲爆撃に、鳴りやまない銃声、脳裏にこびりついて離れない兵士たちの悲痛な叫び。さっきまで隣にいた仲間が一瞬で

亡くなり、いつ死ぬかわからない極限状況の中で耐えがたい飢えや渴き、伝染病にも襲われる兵士たち。次第に追い詰められた日本軍は玉砕すらも禁じられ、苦し紛れの時間稼ぎで満身創痍のまま持久戦を強いられてゆく——。そして、最後まで生き残った日本兵はわずか34人。それぞれに生活があり、家族がいた。誰一人、死にたくなどなかった。ただ、愛する者たちの元へ帰りたかった。過酷で残酷な世界でなんとか懸命に生きようとする田丸と吉敷。若き兵士2人が狂気の戦場で見たものとは——。

声の出演：板垣李光人 中村倫也 天野宏郷 藤井雄太 茂木たかまさ 三上瑛士 他

原作：武田一義「ペリリュー -楽園のゲルニカ-」（白泉社・ヤングアニマルコミックス）

監督：久慈悟郎

脚本：西村ジュンジ・武田一義

制作：シンエイ動画×富嶽

2025年12月5日全国公開

#### ■ 遺骨収集事業の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

#### ■ DNA鑑定の申請手続き等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html)

#### ■ 映画『ペリリュー -楽園のゲルニカ-』公式サイト

<https://peleliu-movie.jp/>



厚生労働省は、戦没者のご遺骨の収集に取り組んでいます。収集したご遺骨をご遺族のもとへお返しするためのDNA鑑定も実施しており、ご遺族からの申請を受け付けています。



詳しくはホームページをご覧ください。  
戦没者遺族等への還護



# 集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について ③

## 公文書館等の資料調査から遺骨収集につながった事例

### テニアン島集団埋葬地

- 平成23年度にテニアン島に米軍が造営した集団埋葬地の資料を米国立公文書館から入手。資料には埋葬者数（143名※）と位置情報（緯度経度）が記載されていた。
- 平成26年度に集団埋葬地の地図と埋葬図面を米国立公文書館から入手。
- 令和5年度に集団埋葬地の写真を入手。
- これらの資料を基に現地調査を実施し、令和7年4～5月の現地調査で集団埋葬地と判断。これまでに2柱を収容。（令和7年7月末時点）

（※）138名と記載している資料も有り

### 埋葬地の写真

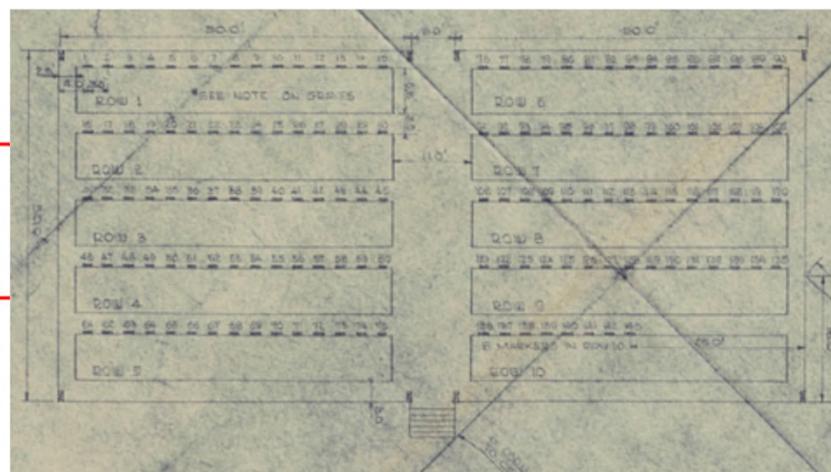


WWII  
THE NATIONAL WORLD WAR II MUSEUM  
NEW ORLEANS

### 埋葬者数と位置情報を示す資料

### 地図（右）及び埋葬図面（下）

Cemetery Name	Lat.	Long.	Count	Notes
4th Marine Division Cemetery.	15° 09' 48" N.	145° 42' 52" E.	1402	0 0 1402
Lat. 15° 08' 15" N. Long. 145° 42' 08" E.	1131		0 31 1162	
1. American Cemetery. 2. Japanese War Dead Cemetery No. 1. 3. Japanese War Dead Cemetery No. 2.	Lat. 15° 04' 11.157" N. Long. 145° 36' 53.723" E.	502	0 0 502	
	Lat. 15° 04' 06" N. Long. 145° 36' 52" E.	0	0 308 308	
	Lat. 15° 04' 9" N. Long. 145° 36' 52" E.	0	0 138 138	
4th Marine Division Cemetery.	Lat. 24° 46' 3" N. Long. 141° 18' 41" E.	950	0 0 950	
Fourth Marine Division Cemetery.	Lat. 24° 46' 3" N. Long. 141° 18' 41" E.	2185	0 0 2185	
Fifth Marine Division Cemetery.	Lat. 24° 45' 51" N. Long. 141° 17' 42" E.	2280	0 0 2280	



# 令和7年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和7年3月  
厚生労働省

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づき、令和7年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画を以下のとおり定める。

## 1. 南方等戦闘地域

### 【現地調査】

- パラオ諸島7班、トラック諸島1班、フィリピン4班、タイ1班、ミャンマー3班、インド2班、バングラデシュ1班、北ボルネオ1班、インドネシア1班、東部ニューギニア5班、ビスマーク・ソロモン諸島5班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、モンゴル（ノモンハン）1班、マーシャル諸島2班、マリアナ諸島5班、アツツ島1班、オーストラリア1班、その他地域2班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
パラオ諸島	ペリリュー島	令和7年5月中旬～5月下旬
	アンガウル島	6月中旬～6月下旬
	ペリリュー島	7月中旬～7月下旬
	アンガウル島	9月上旬～9月中旬
	ペリリュー島	10月上旬～10月下旬
	アンガウル島	令和8年1月下旬～2月上旬
	ペリリュー島	2月中旬～3月上旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和7年6月上旬～10月下旬
フィリピン	ルソン島	令和7年6月下旬～7月上旬

	レイテ島	9月上旬～9月中旬
	ルソン島	11月下旬～12月上旬
	ミンダナオ島	令和8年3月上旬～3月中旬
タイ	メーホンソン県、プレー県	令和7年4月中旬～令和8年3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和7年8月中旬～8月下旬
		10月中旬～10月下旬
		12月上旬～12月中旬
インド	ナガランド州（※マニプール州） ※州内情勢を注視しつつ実施が可能な場合	令和7年9月中旬～9月下旬
		11月中旬～11月下旬
バングラデシュ	チッタゴン県	令和7年4月中旬～3月下旬
北ボルネオ	サバ州	令和7年9月上旬～3月下旬
インドネシア	北マルク州、マルク州	令和7年9月中旬～9月下旬
東部ニューギニア	モロベ州	令和7年5月中旬～5月下旬
	マダン州	7月下旬～8月上旬
	オロ州	9月下旬～10月上旬
	東セピック州、サンダウン州	11月上旬～11月中旬
	オロ州	11月下旬～12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ニュージョージア諸島、フロリダ諸島	令和7年5月下旬～6月中旬
	ブーゲンビル島	7月中旬～8月中旬
	ニューブリテン島、アドミラルティ諸島	9月下旬～10月中旬

	ブーゲンビル島	11月中旬～12月上旬
	ガダルカナル島、ショートランド諸島、チョイセル島	12月上旬～12月下旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和7年6月下旬～11月下旬
モンゴル（ノモンハン）	ドルノド県	令和7年5月下旬～8月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和7年10月中旬～11月上旬
	ミレ環礁	令和8年1月下旬～2月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	令和7年4月下旬～5月上旬
	グアム島	7月上旬～7月中旬
	サイパン島	8月中旬～9月上旬
	テニアン島	9月中旬～9月下旬
	テニアン島	令和8年1月下旬～2月上旬
アツツ島	米国政府により承認された計画に基づき現地調査を実施する	米国政府承認後に策定
オーストラリア	ノーザンテリトリー準州	令和7年4月中旬～令和8年3月下旬
その他中部太平洋地域（ミクロネシア連邦）	ポンペイ州、コスラエ州	令和7年9月下旬～令和8年3月上旬
	メレヨン環礁	9月下旬～3月下旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

※ 上記の地域以外の地域について、戦没者の遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と連携のうえ適切に対応する。

### 【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ギルバート諸島1班、パラオ諸島2班、トラック諸島1班、フィリピン1班、

ミャンマー1班、インド1班、バングラデシュ1班、インドネシア3班、東部ニューギニア6班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、モンゴル（ノモンハン）1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島1班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）	
ギルバート諸島	マキン環礁	令和7年 8月上旬	令和8年 3月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島	令和7年 12月上旬	～ 12月下旬
	アンガウル島	12月上旬	～ 12月下旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和7年 6月上旬	～ 10月下旬
フィリピン	ルソン島	令和8年 2月上旬	～ 3月中旬
ミャンマー	バゴー地域、マンダレー地域	令和8年 1月下旬	～ 2月上旬
インド	ナガランド州	令和8年 2月上旬	～ 2月下旬
バングラデシュ	チッタゴン県	令和7年 11月中旬	～ 令和8年 3月下旬
インドネシア	パプア州	令和7年 7月下旬	～ 8月上旬
	パプア州	11月下旬	～ 12月上旬
	西パプア州、南西パプア州	令和8年 2月中旬	～ 2月下旬
東部ニューギニア	モロベ州	令和7年 5月中旬	～ 5月下旬
	マダン州	7月下旬	～ 8月上旬

	オロ州	9月下旬～10月上旬
	東セピック州、サンダウン州	11月上旬～11月中旬
	オロ州	11月下旬～12月中旬
	ポートモレスビー、その他の州	令和8年2月中旬～2月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和7年12月上旬～12月下旬
	ブーゲンビル島	令和8年2月中旬～3月上旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和7年6月下旬～11月上旬
モンゴル(ノモンハン)	ドルノド県	令和7年5月下旬～8月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和7年10月中旬～11月上旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和8年2月下旬～3月中旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と隨時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

## 2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

### 【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。  
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
タジキスタン	ソグド州	令和7年 6月下旬 ~ 7月上旬
タジキスタン	ソグド州	7月上旬 ~ 8月下旬
キルギス	チュイ州、イシククリ州	令和7年 10月上旬 ~ 10月下旬
カザフスタン	アバイ州、ジャンブル州	
ウズベキスタン	タシケント州	令和7年 12月上旬 ~ 令和8年 3月下旬

- ※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。
- ※ 上記の地域以外の地域について、戦没者の遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会と連携のうえ適切に対応する。

#### 【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地について、遺骨収集団を1班派遣し、遺骨収集を行う。  
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
カザフスタン	東カザフスタン州	令和7年 11月上旬 ~ 11月中旬
	トユルケスタン州	

- ※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

### 3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等により、新たに調査が可能になった資料

や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった資料について、外務省と協力し、取得及び調査・分析を進める。

- 旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。

具体的には、パラオ諸島、トラック諸島、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島において、適任者の選定及び調整を行う。

- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

#### 4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、中国について、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

また、ウズベキスタンについては、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでに所在が確認できていない2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

#### 5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和7年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

#### 6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者の遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省が専門家を雇用し、自らがDNA鑑定を実施する「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置

した。

令和6年4月、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結した。同大学構内に連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究などに集中的に取り組んでいる。

引き続き、鑑定の迅速化及び高度化を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を進めていく。

## 7. その他

- 国内外の情勢等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、戦没者の遺骨収集の推進の観点から必要な対応をとる。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第10条第2項に規定する指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行う。
- 次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行う。また、遺骨収集に関する紹介動画の作成を行う。

### ＜参考＞地域別埋葬等に関する保有情報について

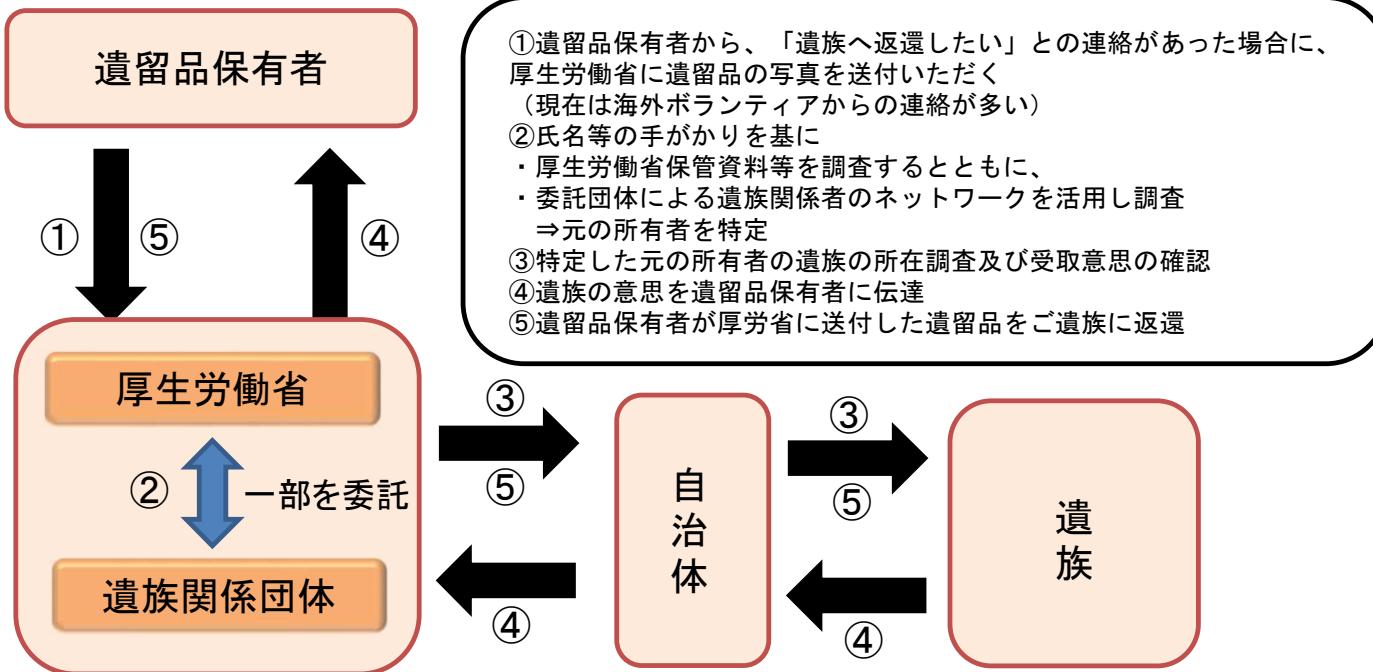
地域	保有情報数 (令和4年3月末時点)	保有情報数 (令和6年9月末時点)
沖縄	85	18
パラオ諸島	59	29
トラック諸島	4	3
フィリピン	702	573
ベトナム	2	2
タイ	0	3
マレーシア	1	1
ミャンマー	344	339
インド	113	100

バングラデシュ	3	4
北ボルネオ	12	12
インドネシア	185	148
東部ニューギニア	630	559
ビスマーク・ソロ モン諸島	378	342
旧ソ連	57	53
樺太・千島（北樺 太を除く）	1	2
中国本土	13	14
モンゴル（ノモン ハン）	3	3
マーシャル諸島	14	19
マリアナ諸島	645	589
アツツ島	1	1
米国	7	15
オーストラリア	3	4
ニュージーランド	1	1
バヌアツ	1	0
台湾	1	6
その他	1	12
合計	3,266	2,852

# 戦没者の遺留品調査・返還業務について

## 業務の概要：

戦没者の遺留品について遺留品保有者から「遺族へ返還したい」との連絡を受けた場合、下記の流れに沿って調査・返還業務を実施している。



## 【参考】直近の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付件数(新規)	318	439	430	287	436	631
遺族へ返還した件数	82	157	102	82	64	71
元の所有者が特定できなかった・ 遺族受領辞退等の件数	366	515	363	162	402	496
うち、所有者が特定できなかった 等の件数	322	480	335	137	384	464
うち、遺族受領辞退の件数	44	35	28	25	18	32